

○中空知衛生施設組合公告式条例

〔令和3年7月5日〕  
条例 第2号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条の規定に基づき、中空知衛生施設組合（以下「組合」という。）の公告式について、必要な事項を定めることを目的とする。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記載して、その末尾に組合長が署名しなければならない。

2 条例の公布は、組合の事務所の前に設置する掲示場に掲示して行うものとする。

(規則の公布)

第3条 規則を公布しようとするときは、前条の規定を準用して行なう。

(規程等の公表)

第4条 規程その他法令により住民に周知を要する事項及び特に周知せしめる要ありと認める事項（以下「規程等」という。）を公表しようとするときは、公布又は公表の旨の前文、年月日及び組合長名等を記載して、組合長印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規程に準用する。

(組合の機関の定める規則及び規程等の公表)

第5条 第2条の規定は、議会その他組合の機関の定める規則に準用する。ただし、同条第1項中「組合長」とあるのは「その機関又はその機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、組合の機関の定める規程等に準用する。ただし、同条第1項中「組合長名」とあるのは「その機関の名称」、「組合長印」とあるのは「その機関の印」と読み替えるものとする。

(施行期間の特例)

第6条 条例、規則又は組合の機関の定める規則、規程若しくは組合の機関の定める規程は、それぞれ当該条例、規則又は規程をもって、特に施行期日を定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。

(滝川市の条例の準用に関する条例の一部改正)

2 滝川市の条例の準用に関する条例（昭和56年滝川市ほか2町衛生施設組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)